

報道関係者各位

平成 27 年 6 月 25 日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 米村 祐規

監察監督官 吉本 雄一

電話 088-885-6022

『労働基準監督署における定期監督等の実施結果』
～ 定期監督等を実施した 7 割を超える事業場で法違反 ～
〈 安全・安心な職場作りのために 〉

高知労働局（局長 伊津野 信之）は、平成 26 年に管下 4 労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果について、次のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

1 各労働基準監督署に配置されている労働基準監督官は、働く人の職業生活や生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図るため、労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは労働災害の発生、働く人などからの情報等を契機とし、工場や事務所に立ち入り、機械・設備や帳簿などを確認し、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主などに対し、その改善を指導する「定期監督等」を実施しています。

平成 26 年に実施した定期監督等の件数は、1,264 件（前年比 84 件減）で、このうち何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場数は 957 件（違反率は 75.7%（前年比 5.9 ポイント増））でした。

（別添 1 参照）

【労働基準関係法令違反の主な内容】

労働時間に関するもの（労働基準法第 32 条、第 40 条）

違反件数 197 件、違反率 15.6%（前年比 0.8 ポイント減）

割増賃金に関するもの（労働基準法第 37 条）

違反件数 143 件、違反率 11.3%（前年比 1.8 ポイント減）

機械器具その他の設備等の安全基準に関するもの

（労働安全衛生法第 20 条から第 25 条）

違反件数 348 件、違反率 27.5%（前年比 5.8 ポイント増）

健康診断に関するもの（労働安全衛生法第 66 条）

違反件数 180 件、違反率 14.2%（前年比 4.6 ポイント増）

（別添 2、3 参照）

2 高知労働局においては、今後とも、法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制はもとより、違反率が増加した法定の安全及び健康確保対策の履行確保のため、事業場を対象に雇用管理ハンドブック等を活用し、労働基準法、労働安全衛生法等の周知・広報、集団指導を行っていくとともに、監督指導を実施し、重大・悪質な事案については、送検手続きをとるなど厳正に対処することとしています。

経営者や人事労務管理担当者等の
方々が、労働基準法などの労働関係
法令について、その意義と概要を
理解し、適切な労働条件の設定と
その向上に努めるための参考資料と
して当局が作成したもの。



【定期監督指導における労働基準関係法令違反の事例】

（事例1 労働基準法違反）

時間外労働・休日労働に関する労使協定で締結した時間外労働の上限時間数（一定期間についての延長時間の限度）を超えて、時間外労働を行わせていたもの。

（事例2 労働基準法違反）

正社員の労働時間管理が出勤簿のみとなっており、適正に労働時間の実績把握が行われておらず、残業が生じても残業代を支払っていなかったもの。

（事例3 労働安全衛生法違反）

建築工事現場において、下請け業者が使用する足場について、墜落防止措置が不十分であったものや、作業場所に通じる通路についても安全確保が不十分であったもの。また、元請け業者による安全管理や下請け業者への指導が不十分であったもの。

（事例4 労働安全衛生法違反）

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに定期健康診断を実施していなかったものや、深夜業に常時従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していなかったもの。

相談・情報提供の窓口

相談窓口（高知県下の各労働基準監督署の所在地）

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田 1 39 1階	088 - 885 - 6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7 - 11	0889 - 42 - 1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3 - 12 中村地方合同庁舎 3階	0880 - 35 - 3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2 - 1 - 6 安芸地方合同庁舎 1階	0887 - 35 - 2128

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

労働条件相談ホットライン

フリーダイヤル 0120 - 811 - 610（はい！ ろうどう）

・ 受付時間：平日（月・火・木・金）17時～22時 / 土日 10時～17時

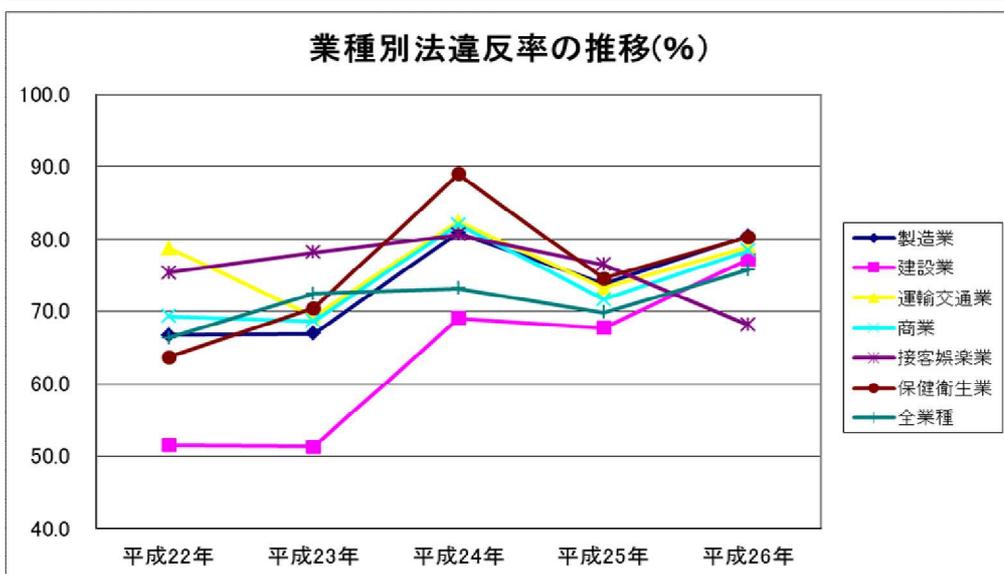
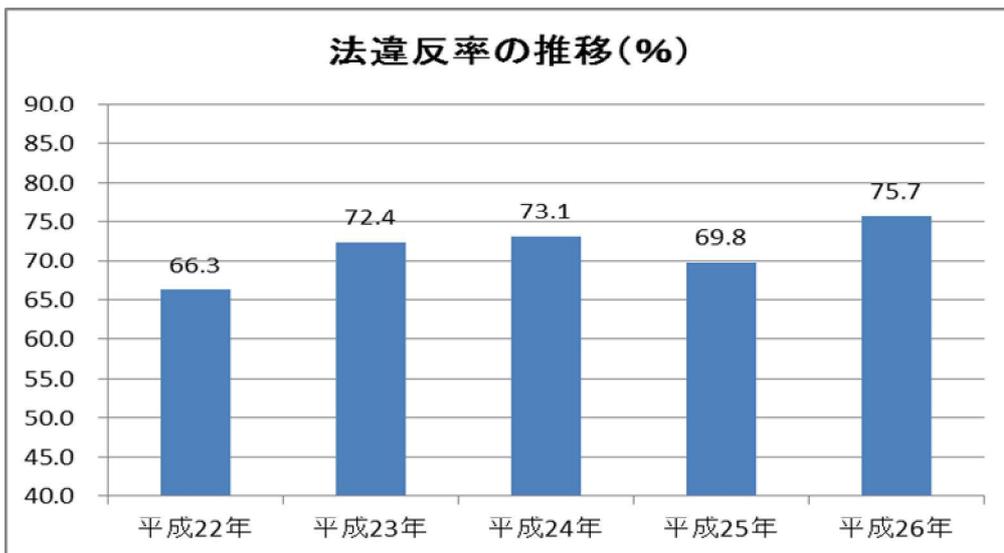
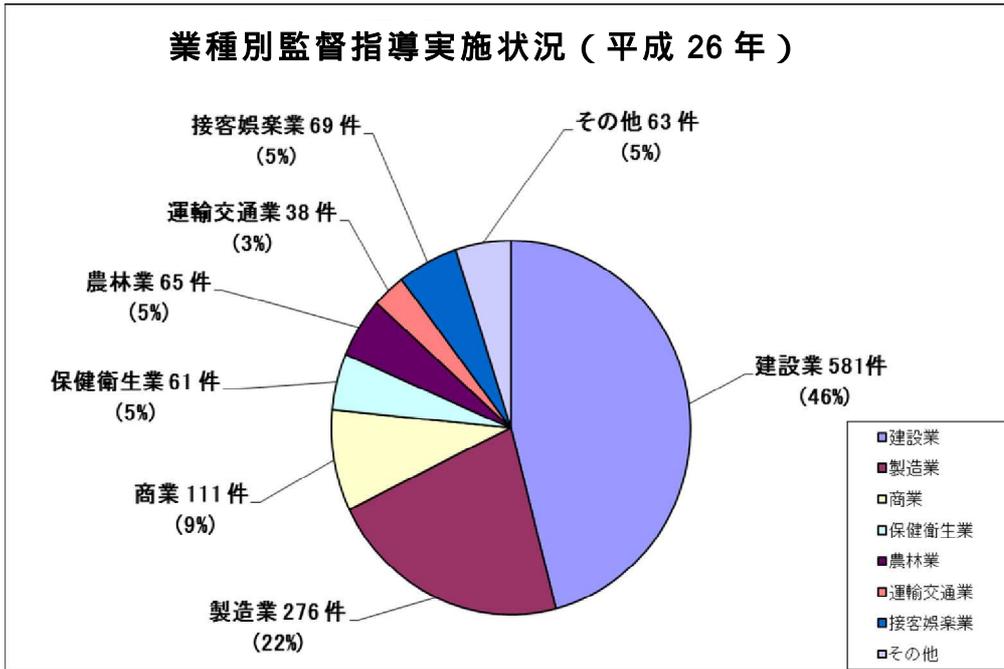
ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

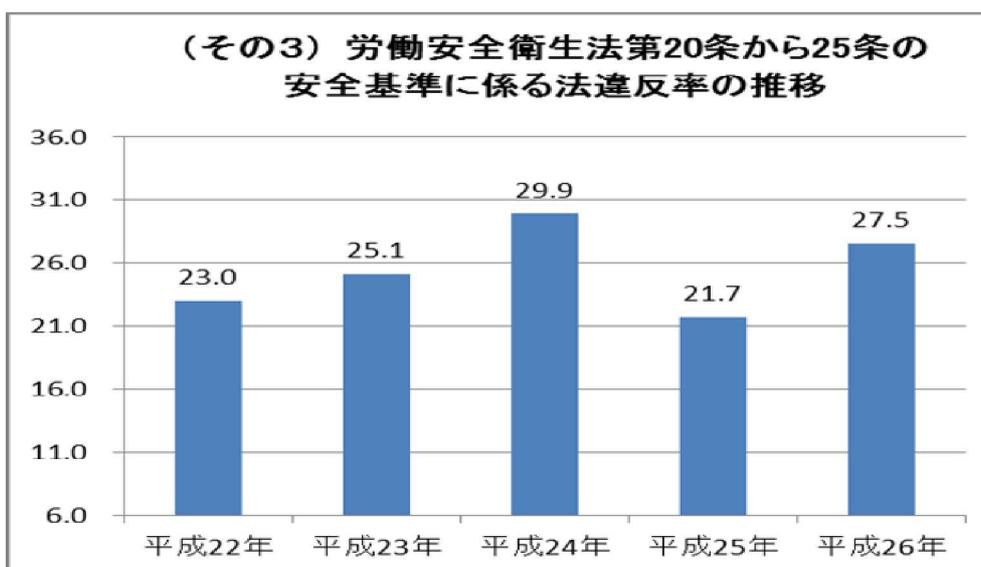
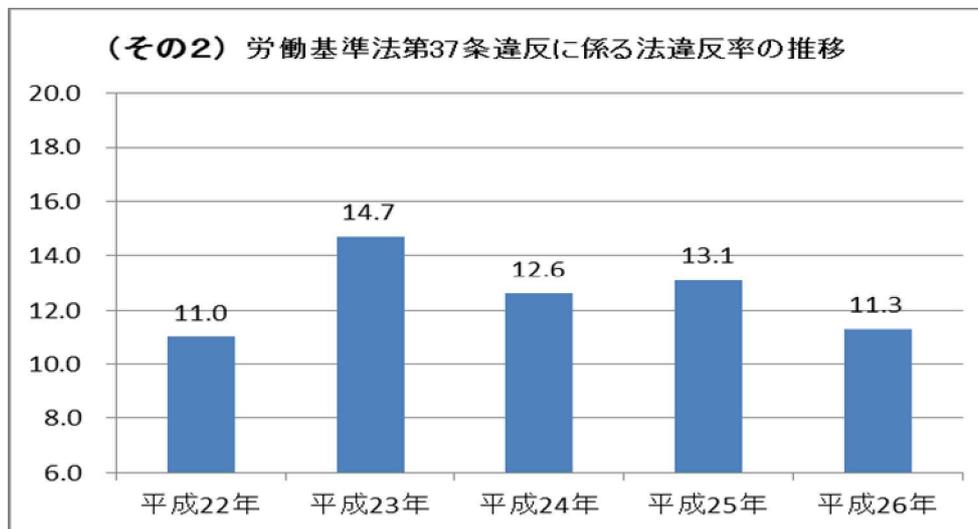
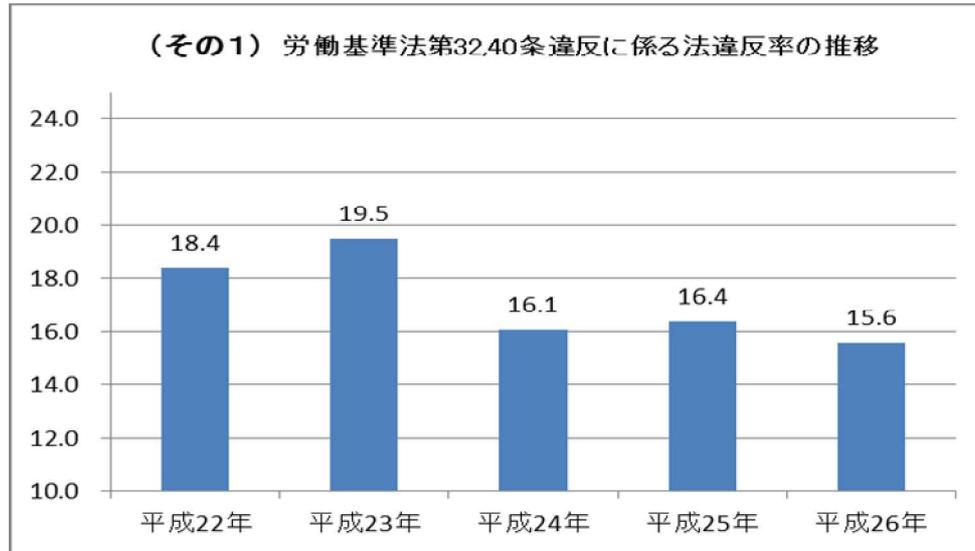
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載しています。

その他参考資料

- ・ 労働基準監督署の役割
- ・ 労働基準監督官の仕事





定期監督等において指摘した主要な法違反

別添3

労働基準法

	15条	23,24条	32,40条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金支払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成22年	147	20	212	13	127	73	105
平成23年	97	40	230	19	173	107	108
平成24年	120	51	235	19	184	76	100
平成25年	124	20	221	19	176	56	130
平成26年	109	18	197	10	143	44	94

最低賃金法

	最賃法4条(旧5条)
	最低賃金の効力
平成22年	24
平成23年	20
平成24年	17
平成25年	26
平成26年	21

労働安全衛生法

	10～19条 (14条を除く)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管 理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
平成22年	58	34	265	26	46	33	9	10	11	96
平成23年	85	28	296	52	41	59	14	11	12	171
平成24年	48	36	435	56	68	85	19	64	12	152
平成25年	25	19	293	99	47	54	9	47	10	129
平成26年	88	54	348	140	54	70	22	28	33	180

資料出所:高知労働局調べ